

**平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 6 回会議要旨**

<開催日>

平成 26 年 7 月 24 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（4 名）

針谷総合政策部長、中山行政管理課長、羽山主査、榎本主任

説明者（4 名）

企画政策課長、男女共同参画課長、生涯学習コミュニティ課長、新宿未来創造財団等
担当課長

<開会>

【部会長】

それでは、第6回外部評価委員会第3部会を開催します。

本日から計画事業の外部評価に着手することになります。お手元の進行表のとおりヒアリングを実施します。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の確認を行いながら、ヒアリングのほうをしてください。

それでは、ヒアリングに入る前に、第3部会についてご紹介したいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第3部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。私は、外部評価委員会第3部会会長の名和田です。部会の委員は、山田委員、中原委員、荻野委員、斉藤委員です。

今年度は第二次実行計画期間の4年間のうち、1年目の評価となります。

外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、まちづくり編の中から、半数の事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、一つの事業につき30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、企画政策課から、計画事業1「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」についてご説明をお願いします。どうぞよろしくお願いします。

【説明者】

企画政策課長です。よろしくお願いします。

それでは、計画事業1「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」についてご説明します。

まず、事業概要についてです。都区制度改革に関しては、都から区へ移管する方向の53項目について検討を進めるとともに、移管に伴う財源移譲の実現を目指します。このうち、児童相談所設置事務については都区間での協議を進めています。また、特別区の区域のあり方については東京の自治のあり方研究会において検討を進めています。少し補足させていただきますと、都区のあり方については平成18年2月に都と特別区の調整を行う場として、地方自治法で決められている都区協議会で、根本的かつ発展的に検討するということを取り決めました。内容については、事務の配分、特別区の区域のあり方、税財政制度、これらについて検討していくということにしています。

事務の配分については、23区の区長や副区長代表との局長・部長級で構成する都区のあり方検討委員会が設置されまして、平成23年12月に区へ移管するとして検討する事務の53項目が挙げられています。この中で、児童相談所のあり方については、平成22年1月に、都と区の間に関係機関の連絡調整のはざまで、江戸川区の小学校虐待死亡事故が発生しました。ここから、都区連携ということが出てきまして、区側としては区が一体として児童相談行政を行うことが望ましいということもありましたので、都区のあり方検討委員会とは切り離して検討が行われているというところです。

特別区の区域については、都区双方の意見の相違から、当面、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた都と区市町村の部長級で構成する東京の自治のあり方研究会を設置して検討しています。研究会では、現在、専門部会を設け、都の人口推計や地域の将来の課題を基に検討すべき論点の整理を行っています。

税財政制度については、今後の検討の結論に従い整理するということとなっています。

地方分権に関しては、平成23年4月の第一次一括法を皮切りに、同年8月に第二次一括法を、昨年6月に第三次一括法、本年5月に第四次一括法が制定されました。義務付け・枠付けの見直し・権限移譲が一段落したというところです。

今後は、制度改革の提案を行う提案募集や、全国一律の権限移譲が困難な場合、地方の発意に応じて選択的に移譲する手挙げ方式などが進められていくこととなります。現在、提案募集が行われ、検討が進められているところです。

次に、事業の評価についてです。サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的効率的な視点、目標（目標水準）の達成度については、いずれも適切、効果的、達成度が高いと評価しており、総合評価については計画どおりとしています。第三次一括法のうち今後対応が必要とされる法令については、国の省令改正等の動向を注視しつつ、平成27年4月施行に向けて対応を検討しています。また、児童相談所の移管については、児童相談体制のあり方や一時保護

所の持ち方等、23区共通の課題について中間報告を取りまとめました。さらに、自治権拡充に向けて、全国市長会等を通じた働き掛けを引き続き行うとともに、新たに区のホームページ上に地方分権改革と都区制度改革について現状や課題を整理して情報発信を行っており、以上のことから計画どおりと評価しています。

次に、今後の取組方針についてです。平成26年度の新たな課題ということで、先ほどご説明した地方分権についての186回通常国会で審議中の第四次一括法が成立したので、こちらの動向を注視しつつ、区としての対応を検討していくことが必要となっています。また、都区制度改革については、児童相談所の移管に関する中間報告等を踏まえ、平成26年10月に予定している最終報告に向けて更に検討を深めていくことが必要となっています。

これらを受けた平成26年度の取組方針としては、ご説明のとおり、第三次一括法のうち今後対応が必要となる法令について、平成27年4月の施行に向けて、省令等の動向を踏まえつつ、区としての対応を検討していきます。また、第四次一括法の動向を注視しながら、地方への権限移譲の動きを捉え、区としての対応を検討していくところです。さらに、児童相談所の移管については、具体化に向けた検討を深めて、23区共通の見解を最終報告として取りまとめて、都との協議を進めていきます。加えて地方分権改革、都区制度改革の動向について積極的に情報発信を行い、自治権拡充に向けた区民意識の向上を図っていくところです。

それでは、事前にいただいた質問事項にお答えしたいと思います。

まず1点目、都から区へ移管する主な53項目とは具体的には何か、というものです。特に区民生活に関係するところですが、児童相談所設置など児童福祉に関する事務、民生委員の定数・委嘱・解職、貸付金など母子家庭や福祉に関する事務等があります。それから、県費負担教職員の任免、給与決定に関する事務、高齢者向け賃貸住宅整備計画の認定、有料老人ホームの設置等に対する質問・立入り検査、介護老人保健施設の開設許可、こども園の認定等があります。そのほかに、区の内部事務に関することも多数あります。

2点目として、児童相談所設置など児童福祉に関する事務について、残されている検討課題は何か、ということです。こちらについては、実は、本年3月に区側から23区の児童相談所移管モデルを都に提示しているところです。これに対して、5月に都からの見解が出されたのですが、区の移管モデルは虐待中心ということで、非行や障害への対応がない、それから、モデルが抽象的で、実態を踏まえた具体性のあるものとなっていないとしています。議論継続のために、また、移管の必要性を再度区側から整理して明確にする必要があるという見解をいただいているところです。これを受けて、現在、特別区では移管モデルの具体化に向けた検討を行い、10月に区長会に最終報告を行ったところです。検討項目については、移管後の児童相談行政の体制、児童相談所事務の具体的なもの、一時保護所の持ち方や職員確保、人材育成などです。

次に、第三次一括法の成立を受けて行った条例改正のうち、主要なポイントは何か、というものです。これまで、第一次、第二次の改正を受け、特に第三次で6法令あったのですが、そのうち、例えば社会教育法については、社会教育委員の委嘱に関する基準を新たに追加すると

ということで、条例改正を行っています。それから、介護保険法については、介護予防支援に従事する従業者の基準、事業の運営に関する基準、介護予防支援の指定の申請者に関する基準、それに従事する従事者の基準、事業の運営に関する基準といったものを区の条例で制定しなければなりません。こちらについては省令改正等を踏まえ、平成27年4月の施行に向けて条例改正に向けた取組を行っているところです。そのほか、建物に関する衛生的環境の確保に関する法律で、映画館、デパート、事務所、店舗等の届け出等の都の労働局長の通知というものがありました。こちらについては事務処理特例で既に都から区へ移管されています。さらに、地方青少年問題会議法があり、協議会の会長及び委員要件の規定を区で設けるということなのですが、区においては次世代育成協議会を設置しており、これが国の言う地方青少年問題会議に当たるもので、条例で会長及び委員についての規定を設けています。最後に、薬事法で、例えばコンタクトレンズや人工心肺装置、高度管理医療機器について、販売許可の移譲に伴う審査手続、手数料の規定というものがありますが、省令改正等の動きを踏まえ、来年4月に向けて条例改正を行っています。

それから、第三次一括法のうち、今後優先して実現を目指そうとしている事項は何か、というものです。第三次一括法だけということではないのですが、まず、地方分権は大きく二つに分けられていて、平成7年から11年が第一次分権改革です。こちらは、国と地方との関係を上下、主従関係から対等協力へということで動いていて、例えば機関委任事務の廃止や、国の関与の基本ルールの確認があります。今まで、国からは通達という形での命令があったのですが、今は技術的助言や要請という形で来ているところです。

それから、平成19年度からが第二次分権改革となっています。具体的な改革の実現、地方に対する権限移譲、規制緩和ということで、第一次一括法から第四次一括法がそれに当たります。これらが一段落して、今後は、地方から全国的な制度改正の提案を行う提案募集方式等が検討されているところです。

それから、地方分権改革や都区制度改革の現状・課題について、特に区民に分かりやすく伝えたいと考えている事項は何か、また、ホームページ等の情報発信によって区民の問題意識が深まったか、というご質問です。こちらについては、都区制度改革や地方分権、権限移譲や義務付け・枠付けを外すということが、区民の目から見てなかなか分かりにくいものが多くなっています。あるいは、すぐに何かが変わるものではないということが多分に言えます。特に、区民の生活に係る身近なものでないと、なかなか分かりやすく伝えるのが難しいということもあります。平成12年に清掃移管がありましたが、こうした大きなものであれば、区民の目からも分かりやすく、区民の方の生活に密着したものであるので、理解しやすいと言えます。そういったことから、今後、児童相談所の移管などが、区民の生活にもかなり密着したものであるというところでもありますので、そういった点から区民に訴えていきたいところです。ホームページについても、昨年度から始めたもので、その効果を測っていませんが、先ほど申し上げたように、区民に関心を持ってもらうためにも、児童相談所の移管などの新しい話題、あるいは区民生活に密接に関係する話題を、ホームページで公開していきたいと考えています。説明は以上

です。

【部会長】

ありがとうございました。

最初に教えていただきたいのですが、国の考えだと児童相談所はおおむね50万人に1か所あるのが望ましいということになっているようです。新宿区は30万人ですが、でも一つ設置するということですか。それとも、近隣区と合わせて一つとなるのでしょうか。

【説明者】

23区の中では、児童相談所は1区1か所ずつです。ただ、一時保護所については、原則として共同処理をせざるを得ないような現状もあり、今検討しているところです。

【委員】

ホームページ等による情報発信ということですが、新宿区のホームページはいろいろありますよね。ここで言うホームページとはどの部分になるのでしょうか。

【説明者】

総合政策部の企画政策課のページです。都区制度改革と地方分権ということで、現在掲載しています。

【委員】

そこまでたどって行くのは結構大変ですよ。もう少し分かりやすくないのでしょうか。

【説明者】

確かに、なかなか分かりにくいところにあります。また、一般の区民の方が見やすくするための工夫として、そういったことやページそのものの見やすさなども考えていきたいと思えます。内容としても、例えば、児童相談所の検討状況を掲載するなど、区民の方の興味を引くような、身近なものとして関心を持てるような内容としていきたいと思えます。

【委員】

先ほどご説明あった中で、介護保険法や薬事法に関係して、いろいろなものがまだ調整段階にあるということですが、そういったものが遅れることによって、何か我々の側に支障はあるのでしょうか。それとも、移譲がなくとも、それなりに立ち行くものなのでしょうか。

【説明者】

介護保険法等についてですが、これは地方分権ということで、国から地方への移譲ということになりますが、ただ、介護保険法が改正されて、すぐに条例が直せるものではなくて、これに連なる省令や細かい規則の問題があります。そういったものを検討し、条例に反映させるということなのですが、特に何か遅れているというものではありません。

薬事法については、例えば販売許可や審査手続などが、区に移管されます。こちらについては、省令や規則といった細かい手続はありませんが、まだ具体的内容が示されておらず、何とも言えないというところです。

【委員】

なぜそういったことを聞いたかという、我々が区民として理解を深めないといけない部分

があるのではないかと思ったからです。そういうことでないのであれば、ホームページの分かりやすさということも、そもそも気にする必要がないということになります。

【説明者】

やはり、ホームページはもう少し分かりやすくしていきたいと思っています。区民生活に直結するような内容ばかりではないので、その辺りを理解しやすいような形で、ホームページ等でお知らせしていきたいと思っています。

地方分権の成果の住民への還元や、住民に分かりやすい情報発信の努力ということは、恐らく全国的に課題になっているのではないかと思います。区としても、今後はその辺りに力を入れながら取り組んでいきたいと思っています。

【委員】

事業目的についてですが、特別区が自己決定・自己責任に基づく自立した行財政運営が行えるよう、権限と税財源の更なる移譲を実現します、とあります。この税財源というのは、何を示しているのですか。都区財政調整交付金のことですか。

【説明者】

そうです。固定資産税や住民税法人分のことです。

【委員】

更なる移譲ということは、特別区の配分を大きくするというのでしょうか。

【説明者】

簡単に言うとそういうことになります。

【委員】

あと、特別区の区域のあり方の検討とは、具体的にどういうことなのでしょう。

【説明者】

例えば、今の23区を再編するというような議論がありまして、都と23区では、いろいろ意見が分かれています。そういった中でこの区域のあり方については、今後の人口動態などを踏まえた検討が必要だということで、東京の自治のあり方研究会が設置されています。

【委員】

何年前から検討しているのですか。

【説明者】

ある意味でずっと検討してきました。ですが、都区のあり方検討委員会は平成18年に設置され、その中で事務の配分や区域のあり方の再編や、税財政制度について検討していくという仕切りがされました。それでも、なかなかまとまりつかないということで、東京の自治のあり方研究会の中で、まずは東京の将来像を明確にして、そこから検討していきましょうということになりました。

【委員】

これは夢みたいなものなのでしょう。

【説明者】

きちんと検討されているので、夢ではありません。

【委員】

区域のあり方について、皆さん興味があると思うのですが。そういう情報をホームページのほうに載せてもらおうと、良いのではないかと思います。

【説明者】

そうですね。その辺りの出し方も工夫します。

【委員】

「新宿区の財政」という冊子を読んだのですが、固定資産税の分け方などは大変興味深く、このことは別の形でもって何とかしなければならぬと思いました。非常にためになりました。

【説明者】

そちらの冊子は財政課が配布しています。

【部会長】

ある意味、日本の地方交付税制度は東京からの持ち出しで成り立っているもので、あまり東京のことばかり考えてもらっても、地方は何だと思うところもあるのでしょうか。例えば、児童相談所が区に移管されれば、それだけ職員も都から来るのですよね、児童福祉司ですとか。そうすると、当然財源の配分も変わるのではないのでしょうか。

【説明者】

それが、今のところ都からは来ないような動きがあります。その辺りはまだ検討中です。

【委員】

以前の内部評価で、目的の達成度について低いと評価されていて、我々としてもそのことに対しては地道な成果を重ねていくことによって成果を上げることしかないとしたのですが、今年度は目標が達成されていると内部評価されています。こちらについて、どのように状況が変わったのかというところを教えてくださいたいのですが。

【説明者】

一つには、やはり児童相談所のことがあります。区に移管するとされた53項目のうち、こちらもなかなか動かなかったのですが、児童相談所を切り離して検討するという中で、これが進み出しているということが、大きな一つの成果だと思います。区のほうも報告書をまとめて都に提示しているところであります。

二つ目に、ご指摘をいただいているところではありますが、ホームページによる情報発信を始めたということがあります。これらのことを踏まえて、内部評価をしています。

【部会長】

児童相談所の移管は、一つの目玉となるでしょう。ただ、一方で、しっかりとやっていけるかという不安もあると思います。ほかの自治体を見ると、余りうまくいっていないようなところもあります。なかなか、各機関の間で連携が取れていないような。

それから、都から人が来ないということも不安材料ですね。人材のことは非常に難しいと思います。ぜひ目玉である児童相談所の移管を有効にいかしていただきたいと考えたところです。

【説明者】

移管される上で、検討課題については、当然23区としても十分に検討して、全ての不安を払拭して、落ち度ないように整えていきます。

それから、都からの人員が来るかどうかは、今のところはまだ分からない状況ですので、この辺りは今後、都と区で検討していきます。

【部会長】

では、これでヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

【説明者】

どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

それでは、計画事業8「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」のヒアリングに入りたいと思います。

男女共同参画課長より、事業の説明をお願いします。

【説明者】

男女共同参画課長です。よろしくお願いします。

計画事業8「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」についてご説明いたします。

まず、施策体系についてですが、第二次実行計画の142ページをお開きください。「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」という基本目標の中に、「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」という個別目標があります。その中に、「個人の生活を尊重した働き方の見直し」という基本施策がありますが、その基本施策の下に位置づけられているものです。

具体的な内容としては、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定やコンサルタントの派遣を中心に実施しているところです。これらのことで、働きやすい職場環境づくりに向けた企業の取組を支援し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指すということを目的に実施しています。

続いて、目標設定についてです。ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数を指標として設定しており、年10社を目標としています。また、企業へのコンサルタント派遣回数も、年60回を目標に取り組んでいるところです。ただ、なかなかこの目標は十分達成できていない状況で、平成24年度は認定企業数の実績が5社であり、目標に対して50%の達成率となっています。それから、コンサルタント派遣回数については30回ということで、こちらも達成率50%です。

事業評価についてです。サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的・効率的な視点については、それぞれ適切、効果的・効率的と評価していますが、目的の達成水準については、

指標の達成率が50%ということでしたので、達成度が低いと評価しています。

総合評価については、目的の達成水準が低いことを受け、計画以下と評価としています。

進捗状況についてです。

平成25年度の課題としては、企業の認定を推進するための支援のあり方について検討が必要であるということで、こういった認定によるメリットを積極的にPRするということがありました。そして、コンサルタントの派遣の実施効果を測定することも課題として捉えていました。そのため、年1回、認定企業から報告を求めているワーク・ライフ・バランス推進状況報告書を基に、効果を測っていくとしました。

平成26年度については、このような前年度の取組を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定には、推進企業の認定と推進宣言企業の認定という二つの認定があります。推進企業の認定というのは、一定程度取組がレベルに達したということが認められる企業に対して行っています。推進宣言企業は、企業のほうでこういった取組をすると宣言するものであり、レベルとしては推進企業認定までは至っていないというものですので、今後はこの推進宣言した企業について、コンサルタントの派遣の効果として、推進企業認定まで持っていきたいと考えています。

今後の取組方針としては、推進企業と推進宣言企業に対して毎年行っている実績報告アンケートによる取組状況を把握するとともに、それをきっかけとして推進宣言企業から推進企業へのステップアップを積極的に勧奨していきたいと考えています。

それから、事前に質問でいただいているご質問についてお答えしたいと思います。

まず、推進企業認定数とコンサルタント派遣回数を事業目標としているが、本事業の目的からすると、もっと質的な面から評価することも必要ではないか、というものです。こちらについては、ワーク・ライフ・バランスの取組を質的に評価するいうときに、企業における介護休業や育児休業の制度の充実ということを客観的に見ることも大事なのですが、それとともに実際にそういった制度に従業員は使っているかどうかというところも確認する必要があるのではないかと考えています。認定に当たっては、専門の業者に委託して、ヒアリングを実施しています。その中で、ワーク・ライフ・バランスの取組状況を確認しながら、認定の判断の材料としていますが、やはり実際に従業員がそういった制度を使っているかどうかを重視しているところまで、そういう意味では認定というものの中身自体が、一つの質の面もカバーしていると考えています。ただ、認定企業については、全てヒアリングを実施した上で認定しているので、認定には非常に労力が掛かります。ですので、全ての企業に対してこの部署だけで対応していくのはとても難しいと考えます。そういう意味では区内全企業について、そういった質的な面での取組がされているかどうか把握するのであれば、統計的な調査などで把握していくことになるかと思います。こちらについては、国のほうの統計などを引用しながら、実態としての変化を把握していくこと必要かと考えます。

次に、ワーク・ライフ・バランスの取組が進んでいる企業の規模や業種はどういったものか、というご質問です。具体的には私どもの認定した企業ということで考えますと、規模でいうと

様々です。特に中小企業だとか大企業とかという偏りがあるわけではありません。業種については、区の業種の特徴を反映してか、一番多いのは情報サービス業、次に飲食業となっています。サービス業を認定企業としては多いということです。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

何か認定されている企業に特徴があるかという点で考えると、ワーク・ライフ・バランスは、日本経済の体質を考えると、なかなか難しい課題かと思います。それでも今、介護や建設など、人手不足に陥っている業種がいくつかあると思います。そういうところは、関心を持っていたきやすいのではないのでしょうか。そうしたところに焦点を絞った取組をすると成果も上がるのではないかと考えてみたりするのですが、その点はいかがでしょうか。

【説明者】

具体的にターゲットを絞ってということは、今のところしていないのですが、認定をしている企業の声を聞くところでは、やはり、大企業というのは比較的人事部門が組織的にしっかりしていて、こういった認定や区の支援を受けなくても取組が独自にできるかと思います。むしろ、中小企業くらいの規模の企業の取組を支援するのが、区としては中心になってくるかと思っています。

その中で、やはり、就業規則等で休業規定等の制度は整備していても、実際に対象となるような子育て世代、あるいは介護を行う職員が現実にはいないので、余り実績がないということがあります。

それから、小さな企業ですと、そういった需要がある場合、ある意味経営者と従業員との間の運用のところで柔軟に対応しているようなことがあって、逆に就業規則等のルールの整備が遅れているようなことがあります。そういったところの支援が中心的なところかと考えており、特に業種や業態に絞って行うことは考えていません。

【部会長】

しかし、使用者はなるべく労働者を活用したいと思うし、労働者はなるべく楽をしたいと思う面はあると思います。そうすると、やはり人手不足に陥っている業態のほうが労働者のパワーが強くて、ワーク・ライフ・バランスということについて経営者側も考える、あるいは関心を持ちやすいということにならないでしょうか。

【説明者】

ワーク・ライフ・バランスの推進が進まない理由を調査している中では、経営者の意識改革といった意見もあります。それから、私どもとしては管理系の部門と接点を持ちながら企業の支援をしているところになりますが、ご意見のようなことを踏まえると、人事部門の担当とのやり取りが必要になりますので。

【委員】

区内に本社がある企業が対象なのでしょうか。

【説明者】

事業所単位ですので、本社が区内にあるような企業は、本社が手を挙げるということはあります。それから、場合によっては、例えば支店が区にあっても、支店単体で手を挙げることも可能です。ただ、その支社がどの程度権限を持っているかということもあります。

【委員】

私の実感からすると、ワーク・ライフ・バランスというのは、事業所単位ではなく、現状はもう少し広がりを持っているのではないかと思えるのですが。なぜ、事業所に限定する必要があるのでしょうか。

【説明者】

もちろんこういったことは、新宿区だけが頑張って成果が出るものではなく、国や都、区が一体となって区も取り組んでいます。多様な主体が取り組むことでより重層的に波及していくのではないかと考えています。

【部会長】

制度的な質問ですが、認定対象となるのは法人なのですか、それとも事業所なのですか。

【説明者】

申請の単位としては、会社単位でも事業所単位でも、制度的には受けることができます。要綱上では、事業所という言い方をされていて、明確にはしていません。ただ、私どもの考え方としては事業所単位ということで考えています。というのは、ワーク・ライフ・バランスを認定するときには、コンサルティングが実地でヒアリングを行うことになり、つまり、区内にある事業所に伺うことになります。ですので、企業組織全体としての取組がどうかという視点よりも、区内でのそういった取組を確認する視点に立っています。

それから、地域貢献という観点でも考えていますので、実質的には事業所単位です。

【委員】

平成25年度の実際的な取組として、コンサルティングの効果測定のためにアンケートの項目を入れたということですが、その結果がどうだったのでしょうか。

【説明者】

コンサルタントは、認定企業に申請した企業に出しているのですが、1企業当たり最大5回までとなっています。ヒアリング等を通じて出てきたそれぞれの企業の問題点を解決するための支援ということで行っていますので、受けていただいたところについてはそれなりの効果が出ています。

今後、その効果をより具体的に出すためには、認定までステップアップするといったことをこちらのほうからも働き掛ける必要があると考えています。

【委員】

アンケート結果というのは、例えば、コンサルタントを入れて実際に企業の役に立った、こういう部分が改善できた、といった聞き方をされているものではないのでしょうか。

【説明者】

アンケート結果の集計については、今手元にないのですが、コンサルタントについては、良

かった、普通、良くなかった、というような項目で聞いています。

【委員】

今、累計で36社が平成19年から認定されているということですが、その中で実際にコンサルを利用された会社というのが何社あるのでしょうか。

【説明者】

認定企業のうち13社が使っています。

【委員】

コンサルをした会社は、今まで累計何社だったのでしょうか。

【説明者】

累計では53社が利用しています。

【委員】

ということはコンサルタントを利用した53社のうち、13社が認定されたのですね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

いずれにしても、私はワーク・ライフ・バランスの推進というのは、我々が働く職場でそういう制度が定着することを望んでいますが、内部評価において手段改善と挙げているのは、コンサルティング状況の報告やアンケートにおける効果の把握が十分でないという意味で手段の改善としているのでしょうか。

【説明者】

手段改善というのは、このワーク・ライフ・バランスの推進という大きな目的からすると、認定、あるいはコンサルタントの派遣というのは確かに有効ではあると思うのですが、やはり年間の実施回数というのは制限があるところで、区内の事業所の数は統計的には3万5,000もあり、その中でもっと普及していくためには、今までの認定企業と区との1対1の対応というところから、もっと周辺企業に発信していくようなことをしていく必要があるのではないかと考えており、そうした意味で手段改善としています。

【委員】

今後の取組のところで、協働事業の提案でより推進していくとあるのですが、どの部分を相手方にお任せして、どの部分が区に残るのでしょうか。

【説明者】

まず区の行う部分については、この事業の部分については認定制度とコンサルタント派遣とになります。協働事業のほうは、一言で言えば情報発信です。取組の好事例を収集し、それらを発信することでより普及していく、ネットワークを広げていくことを目的にしています。ですから、相互補完するような関係だと思っています。経費的には、協働事業は年間約300万の予算で、3年間の枠組みの中で取り組むものです。具体的には、セミナーの実施、あるいは企業担当者の勉強会の主催・運営、ホームページ等での情報発信、事例集の作成、企業の研修で

使えるようなDVDの作成などを考えています。

【委員】

この区役所自体のワーク・ライフ・バランスはどうですか。

【説明者】

区職員のワーク・ライフ・バランスというお尋ねであれば、別の部署、人材育成等担当課が所管しています。

【部会長】

区役所については所管ではないということですので、では、この辺でよろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

それでは、計画事業4「生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備」のヒアリングに入りたいと思います。

生涯学習コミュニティ課長及び新宿未来創造財団等担当課長より、事業の説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。よろしくお願いします。

計画事業4「生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備」です。

まず、施策体系についてご説明します。第二次実行計画の141ページです。「区民が自治の主角として考え、行動していけるまち」という基本目標の中に、「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」という個別目標があります。その中に、「コミュニティ活動の充実と担い手の育成」という基本施策の下に、この計画事業が位置付けられています。人材バンク、生涯学習の指導者や支援者バンク、アーティストバンク、通訳・翻訳ボランティア、日本語ボランティア、博物館ボランティア制度を活用するとともに、地域の個性や特色をいかした生涯学習活動等が行えるような新たな仕組みを検討するというものです。

事業手段としては四つあります。

まず一つ目として、登録者同士、区民と登録者、そして区及び財団が互いに情報発信することにより活動先を拡大するための人材交流の仕組みづくりを行うというものです。

二つ目として、一つ目の手段を実現するために未来創造財団で自主開発し、平成25年8月から運用している人材情報検索・照会システム「新宿地域人材ネット」を使い、区や財団及び登録人材自らが情報発信することで活用促進を図っていくというものです。

三つ目として、登録者の活動実態を把握するために毎年活動調査を行っているものです。人

材情報を適切に融合させることで、情報や内容を充実させ、活用の拡大を図るものです。

四つ目に、人材情報の検索・照会窓口を一本化するように、区の関係部署との調整を行い、ほかの人材登録制度との融合若しくは検索・照会窓口の共有を進めるものです。

平成25年度の主な実施内容です。

一つ目に、新宿シティハーフマラソンや新宿区の生涯学習フェスティバルなどの区や財団の事業での活用先の拡大を図りました。また、先ほどの新宿地域人材ネットの情報を公開することにより、区民に向けた制度の周知と活用を図りました。

二つ目に、人材バンク制度の登録者情報の簡単な検索・照会ができるようになり、活用先の拡大につなげることができました。

三つ目に、年度内で2回、活動調査を実施した結果、登録者が実際に区や財団事業や地域において指導、支援、ボランティアの活動を行った日数が延べ4,491日ありました。

四つ目に、財団内のほかの人材バンク制度、アーティストバンクや、通訳・翻訳ボランティア等と一体的に人材情報の検索・照会ができるようにしました。

事業の評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手についてです。こちらの事業については、新宿未来創造財団への補助金により実施しているものです。これについては、幅広い分野にわたって生涯学習活動を支援する人材の登録制度ということですので、生涯学習活動の支援事業を実施している未来創造財団が生涯学習の指導者や支援者の活用を図るということで、適切と評価をしています。

目標設定についてです。実際に、登録者が地域で指導や支援する場と機会を増やすことが事業の効果を高めることにつながると考えており、より多くの区民がこの人材バンク制度を活用することで、人材の活動の場と機会が増えることにつながっていますので、適切と評価しています。

効果的・効率的な視点についてです。こちらについては財団事業で登録者の活用が積極的に行われているということや、シティハーフマラソンでのボランティア活動や、生涯学習フェスティバルの点字ボランティアなどを始め、継続的な協力を得られる事業が増えているという状況もあります。また、財団でつくった地域人材ネットの活用が進むことで、登録者の活動機会が増加しているということありますので、こちらについても効果的かつ効率的と評価しています。

目的の達成度についてです。窓口や電話での人材情報の提供や照会に加え、自宅からインターネットで人材情報の検索や照会ができるようになっていきますので、登録者の活動機会の拡大につながるとともに、新たな仕組みでの人材活用を図ることができているということがありますので、達成度が高いという評価をしました。

総合評価については、これらのことを踏まえて計画どおりと評価しています。

また、平成26年度の取組方針ですが、こちらの新宿地域人材ネットの中で紹介している人材情報の積極的な周知を図ることで、区民や地域団体からの照会依頼件数の促進と、登録者が実際に活動する機会の増加を図っていきたいと考えています。

また、事前に四つの質問をいただいています。

まず1番目として、人材バンクの登録者数を教えてほしい、というものです。また、人材バンク制度について区民に周知する手段は制度紹介リーフレットだけか、というものです。こちらについては、人材バンク全体の登録者数は、平成25年度末で904件です。内訳としては、生涯学習指導者・支援者バンクが273件、アーティストバンクが110件、通訳・翻訳ボランティアが158件、日本語教室・日本語学習支援ボランティアが309件、交流サロンボランティアが54件となっています。そして、周知方法ですが、コズミックセンターをはじめとする施設でリーフレットを配布しているほか、未来創造財団の広報紙やホームページに掲載し、制度の紹介をしています。

質問の2番目ですが、目標設定欄の記述のとおり、登録者が地域において活躍される機会につながることが必要ですが、そのための施策をどのように行っているのか、というものです。

こちらについては、幅広い活動分野の人材に登録していただくことと、その登録者情報を広く区民に周知することが、登録者が地域での活動機会を拡大するために必要だと考えています。事業を多くの区民に知ってもらえるよう、事業紹介リーフレットの配布を行います。また、新宿地域人材ネットにより区民が必要な登録情報を気軽に検索・照会できるように、システム利用の周知拡大を行います。さらに、財団が実施する生涯学習フェスティバルやシティハーフマラソンのボランティア参加をバンク登録者に呼び掛けることにより、活動機会の拡大と、区民や活動団体への更なる周知を図っていきたいと考えています。

質問の3番目です。本事業は、未来創造財団への補助金により実施する事業ということだが、事業目的に沿った行政サービスとして、補助金の支出という手段によりこのような事業を行っているということか、というものです。

こちらについては、地域人材との連携による事業を数多く企画・運営している新宿未来創造財団がこの事業を実施するということが事業目的を達成するのに最適な手段であると考えています。財団に補助金を支出し、財団と連携をすることで事業を進めているものです。

4番目の質問です。この人材バンク制度の下で、どのような団体がどのような地域活動の分野で活動をしているか、また、参加している区民の数はどのくらいか、というものです。こちらについては、まず、生涯学習指導者・支援者バンクの登録は、個人と団体の両方でできるようになっていて、平成25年度の登録数は273件です。ちなみに個人が258件、団体が15件です。この登録者に対し、年に2回、ご自身の活動内容についての調査を行っています。その結果ですが、登録者の活動の実態として、区や財団事業や地域での講座の実施及び指導・支援ということで、211件、延べ4,491日でした。ボランティア活動従事者で40件、延べ187日、登録者の資格取得等で29件、延べ38日の実績です。なお、参加区民数については把握していません。

次に、アーティストバンクというものがあり、こちらも個人と団体で登録ができるようになっています。登録数については110件、活動実績としてはランチタイムコンサート等3件です。

また、通訳・翻訳ボランティアについては、登録数が158人で、活動実績が38日でした。こちらも、参加の区民の人数については把握していません。

日本語教室・日本語学習支援ボランティアについては、登録数が309人となっています。活

動実績ですが、3,955件で7,913日でした。こちらも参加区民数は把握していません。親子日本語教室で51人、区の日本語教室で578人、夏休み・春休みの子ども日本語クラスで15人、放課後日本語学習支援で93人、夜の子ども日本語教室で47人ということで、計784人でした。

交流サロンボランティアについては、登録数が54人、活動実績が6件で30人、参加区民数については494人です。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、委員のほうから質問をお願いします。

【委員】

人材ネットのホームページを見させてもらったのですが、ちょっと分かりにくいんですね。あまりよく分からない人ではあのページから中に入っていくことができないような感じがするのですが、その辺はどうでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

ご指摘されているのは恐らく地域人材ネットシステムのページのことでしょうか。財団のページから入るのが分かりづらいということではなくて。

【委員】

新宿区人材ネットで検索してみたら、新宿未来創造財団が何かのページが出てきて、その後検索窓が表示されて、そこへ何か検索ワードを入れないと先に進まないようなことだったと思うのですが。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

地域人材ネットに入っていただきますと、このシステムがいくつかの機能を持っていて、この計画事業に挙がっている指導者等の活動の機会を広げるための、そういった照会のための窓と、それから地域で活動している団体が自らの活動を知らせて活動の団体を活性化するのを支援しようということの、大きく二つの機能を持たせています。その二つを選択するようになっていて、例えば団体のほうに進んでいくと、どういった指導者を探したいのかというのを選択していただくようになっています。例えば、生涯学習やスポーツ、そのほか文化活動等です。文化活動も様々なメニューを用意しているのですが、そこからプルダウンで探していただいて、そこから、どんな人材を求めているのかということを選択していただきます。例えば、実技の指導をしていただきたいのか、若しくはその団体の運営についての助言が欲しいのか、といったことです。

確かに選択項目も多くて、分かりづらいと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、様々な分野を一つのページの中でご紹介させていただくことによって、総合的な照会・活動の機会を広げたいと思っていますので、このようなページの構成とさせていただきます。

【委員】

結局、そちらが手掛けることが多岐にわたっているから、それを一遍に照会するとなると、

やはりああいうようなページしかつけれないということなのではないでしょうか。もう少し分かりやすくした方が、活用が図れると思うのですが。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

確におっしゃるとおり、一般の区民の方が、例えば陶芸の団体を探したいと思ったときに、生涯学習という検索の仕方をするかといえば、必ずしもそうではないということも想定されますので、今後改修の機会等ありましたら、ただ今いただいたようなご意見も取り入れながら、より利便性を高めていきたいと考えます。

【委員】

計画事業として「生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備」という事業名になっていますが、この事業の目的というのは、評価シートにもあるとおり、地域で人材交流が活発化するような基盤を整備することです。そうすると、やはり生涯学習の機会を多く区民が持つ、あるいは地域の活動を活性化するということが究極の狙いだとすれば、どのように基盤が活用されて区民がどの程度機会を得たか、教える側がどういうふうに活動し、結果として人材交流が促進され地域が潤ったか、という辺りが、究極の目的の達成度になってくるのではないのでしょうか。今後は、そのところを把握していただきたいと思います。

【部会長】

ですから、指導者・支援者を育成するというのは、ある意味経済学でいうところの迂回生産ですよね。指導者・支援者が育成されたことの更に究極的な効果が何であるかということも、把握するべきではないかということです。

【委員】

そうなのです。ですから、904人登録したということもさることながら、その人がどの程度の区民に地域に貢献したかということが、税を有効に使ったかということになるので、今後はそういうことで議論していきたいですね。

【委員】

通訳ボランティアというのは、区役所に来た外国人の方のご案内などのことが主で、地域活動団体へのサポートなどについては、この制度の中ではできないという理解でよろしいのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

通訳ボランティアについても、ご紹介は行っています。区役所の1階にいるような方などは委託をしている方々なのですが、そういった委託の方々と別に、財団の事業でもご活躍いただいています。例えば、こういった書類を翻訳してほしい、こういった相談の際に一緒に来て通訳をしてほしいというご要望があった際に、何人かの方にお声掛けして、その中で言語や時間帯がマッチした方がいれば、その方にご協力をいただくということを現在行っています。

【委員】

大体どういう方がボランティアをやろうとして登録しているのでしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

通訳・翻訳ボランティアと日本語教室・日本語学習支援ボランティア、交流サロンボランティアの大きく三つありまして、中でも大きいのが日本語教室・日本語学習支援ボランティアなのですが、こちらは財団が区から受託をして、日本語教室を開催したり、あるいはそれを補完する意味で自主事業として、それを補完するような事業を開催したりということを行っているのですが、その中で実際に行う際にNPO法人等をお願いをして、実際の教室の運営を行っていただいているということがあります。

こういったNPO法人にお願いすることと合わせて、ボランティア活動に興味のある方について、ボランティアの育成の教室を行っており、そういった教室を終了されたような方がこういったボランティアに登録されて、実際に声が掛ければそちらでご活躍いただくといったようなことを行っています。

【委員】

今おっしゃったのは、今回の計画事業の枠外ということですか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

事業の発端としては、先ほど申し上げたいいくつかのバンク制度があります。当初、地域人材交流ネットワーク制度の整備として始めたのですが、ほかに財団が持っている通訳・翻訳ボランティアや日本語教室ボランティアやアーティストバンク等と生涯学習指導者・支援者バンクを一体的に運用していくということで、後から追加をしてきたといったことがあります。

そういった意味で言うと、確かに、そもそもの発端としては計画事業の枠外ではあったのですが、養成の講座を受講された方が、最終的にこちらにご登録をいただいているというような流れになっています。

【委員】

平成24年度からの事業ということなのですが、統合したのが平成24年度ということですか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

これまでもそれぞれ独立して実施はしてきたのですが、財団のほうで地域人材ネットシステムというものをつくり、そこで一元的に管理をして、皆様にご紹介できるような制度にするために本事業を開始したのが平成24年度です。

【委員】

総合的な人材登録制度として新宿区における人材情報の検索・紹介窓口を一本化するよう、区の関係部署との調整を行い、他の人材登録制度との融合若しくは検索・紹介窓口の共有を進める、と内部評価に書いてあるのですが、この表現は新宿区という行政が主語だと私は受け取りました。区としてそういうようなものを整備すると理解したのですが、今、ご説明のあった

新宿区地域人材ネットはあくまでツールであり、実際に制度の全体像の責任を持つのは区であって、その実施のツールが、財団が持っているいくつかのシステム、という理解でよろしいですか。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

委員のおっしゃるとおり、区でそういったような仕組みをつくり、実際には新宿未来創造財団で様々な事業をやっていただいているので、そういったツールを活用しながら、一体として実施しているという状況です。あくまでも区でそういった仕組みをつくっていくという流れですが、その中で実際のシステムや活用については、財団でいろいろな事業をやっていますので、そういったところでつなげていきたいと考えています。

【委員】

通訳ボランティアの件ですが、財団のホームページに、「依頼に関しては、新宿区内行政機関からの場合のみ受付けており、個人の方、企業等からの依頼はお受けしておりません。」とありますが、これは、ボランティア登録をすれば区の関係のお手伝いはしていただくが、自治会や民間企業などからの翻訳依頼は受け付けていません、という意味でしょうか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

おっしゃるとおりで、財団の事業、あるいは財団が様々な支援をしている団体等、財団の事業の枠組みの中でご相談があれば、そこに対して支援を行っています。確かに、例えば企業や民間団体といったところにまで派遣をしているというものではありません。

【委員】

非営利でもだめということですか。

【委員】

町会はだめなのですね。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

あくまでも財団事業の中で何かそういったご相談があつて、財団を通して依頼をさせていただいた、あるいは区から依頼をさせていただいた場合ということになっています。

【部会長】

財団事業の一環として派遣するということなのですね。逆に言うと、様々なボランティア人材を探そうとするときに、ここが一元的にやっているわけではなく、社会福祉協議会など別の仕組みがある、ということで。

【委員】

評価シートには、そうは書いていない。

【委員】

では、例えばコミュニティスポーツ大会の事務的なお手伝いを誰かボランティアの方にお願

いしたい場合、それは大丈夫なのですか。

【説明者】

新宿未来創造財団等担当課長です。

具体的な例でご質問をいただいたのですが、そういった場合であれば、昨年の活動実績でもお話ししたとおり、例えばマラソンや生涯学習フェスティバル等、財団が実施している事業についても、広く登録者の皆様にお声掛けして、ご協力をいただいているといった事例が実際にあります。そのような場合にご相談いただければ、こちらのほうから登録者の皆様にお声掛けさせていただき、様々な条件が一致すれば派遣するといったことは可能です。

【部会長】

では、お時間なので、次に移らせていただきます。

続いて計画事業21「スポーツ環境の整備」です。こちらの事業は、生涯学習コミュニティ課長より、ご説明をお願いします。

【説明者】

生涯学習コミュニティ課長です。

計画事業21「スポーツ環境の整備」です。

まず、施策体系についてです。第二次実行計画の146ページをお開きください。「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」という基本目標の中に、「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」という個別目標があります。その中に、「生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実」と基本施策があり、その中に本計画事業が位置付けられています。

スポーツ環境の整備については、スポーツ・文化活動の場を整備し、子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる環境の充実を図ることを目的としています。この事業は、スポーツ環境整備方針の策定・実施と、総合運動場の整備の二つに分かれています。

まず、スポーツ環境整備方針の策定・実施についてです。こちらは、区のスポーツ推進に対する基本的な考えをまとめたものです。平成22年度に実施したスポーツ環境調査や、平成23年度と平成24年度に実施した庁内会議、有識者意見交換会での意見を踏まえて、平成25年2月に策定したものです。平成25年度はこのスポーツ環境整備方針を持続的・継続的な視点をもって着実に推進していくために、地域スポーツ団体や、公募区民、学識経験者などから構成されるスポーツ環境会議を設置し、意見交換を行いました。このスポーツ環境会議については、今年度も開催し、引き続き区のスポーツ推進について検討を行っていく予定です。

次に、総合運動場の整備です。こちらは、現在戸山公園箱根山地区にある多目的運動広場について、より快適に、多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動広場として整備を検討していくというものです。区内には誰もが気軽に利用できる屋外の大規模な運動場が不足しているので、総合運動場の整備については以前から重要な課題となっています。ここは都有地なのですが、区では都有地である戸山多目的運動広場の総合運動場としての整備促進に向け、継

続的に都に働き掛けを行っています。

続いて、事業評価です。まず、一番上のサービスの負担と担い手ですが、区のスポーツ推進の基本的な方向性を定める方針を策定し実施していくということは、区の重要な責務だと考えています。また、スポーツ環境整備方針の策定に当たっては、専門的なノウハウを持つ民間事業者に策定支援の業務を委託しており、適切と評価しています。

次に、適切な目標設定についてです。目標設定に当たっては、平成22年度に実施したスポーツ環境調査の結果及び平成23年、平成24年のスポーツ環境整備方針策定に向けた庁内会議や有識者意見交換会での意見を踏まえて設定していますので、適切であると考えています。

次に、効果的・効率的な視点についてです。スポーツ環境整備方針の策定・実施並びに総合運動場計画の見直しについては、区民が気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を目指すという点で効果があると考えています。

次に、目的の達成度についてです。平成25年2月にスポーツ環境整備方針を策定し、平成25年10月と平成26年2月にスポーツ環境会議を開催しました。区で行われている地域スポーツなどの情報交換や今後の望ましいあり方について議論を開始したというものです。これらのことにより、達成度が高いと評価しています。

以上の項目を踏まえ、総合評価については計画どおり達成していると評価しています。

最後に、今後の取組方針です。平成26年度の取組方針については、スポーツ環境会議の中で子どもの体力低下に対する環境づくりなどの検討にも入っていきたいと考えています。また、障害者スポーツについての議論も深めていく予定です。その中で総合運動場整備についても検討をしていきたいと考えています。

こちらの事業についても、事前にご質問をいただいています。

まず、学校施設の活用や既存運動施設コズミックセンター、外濠公園総合グラウンド等で十分満たされているように思うが、将来的に区民1人に対し何㎡ぐらいまで拡充するという基準などはあるのか、というものです。こちらについては、都立戸山公園多目的運動広場の拡充事業に伴う総合運動場整備の方向性については、都との連絡を密にして、都による具体策が示される場合については、区に情報提供していただくことになっています。なお、区民1人に対し何㎡ぐらいといったような数値目標については、現在のところありません。

2番目として、新宿区スポーツ環境整備方針が策定された経緯と方針の主な内容について教えてほしい、ということものです。こちらについては、区民のスポーツ環境に対するニーズが多様化してきている反面で、都心区の立地的制約から、いかにスポーツのできる施設を有効に活用し、その施設や人材等が有機的に連携できるかが課題となっていますので、それを解決するために策定したものです。生涯スポーツ社会の実現と地域の総合力を結集したスポーツコミュニティの推進を基本理念とし、多様な利用者に配慮した施設の機能充実や、ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の創出、主体的なスポーツ活動を支援する情報環境の整備、区民のスポーツ活動を支えるスポーツ推進体制の充実の4点を基本施策としたものです。

続いて、質問の3番目です。方針の策定及び総合運動場の整備が事業の主目的のように受け

取れるが、平成22年度から始まったハードの整備を行う事業という理解でよいのか、というものです。こちらの総合運動場の整備については、都との連携協議で進めていく方針となっていますが、現段階ではスポーツ環境の整備方針の策定化実施に移行し、区民ニーズの多様化に対応する体制づくりに主眼を置いているというものです。

4番目として、スポーツ環境会議という経常事業によって、子どもたちの体力づくりや障害者スポーツにおける活用策が別途検討されるという理解でよいのか、というものです。こちらについては会議の中で検討していきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、事前質問の1番目ですが、おそらくこれは、総合運動場事業そのものは都が行っているので、それとの関係で区として働き掛けを行うという立ち位置にあるということなのでしょうか。

【説明者】

こちらについては、整備不足地のうち、国有地の一部について人骨を発掘する作業を行ってしまして、発掘した結果出てこなかったという状況があります。これを受けて、国から都にその土地を買わないかというような打診が来ているというところまでは聞いていますが、実際に整備するのは都ということになっています。その中で新宿区が地元となりますので、地域の意見を聞いていただいて整備していただくようにということを、区としては働きかけているという状況です。

【部会長】

それでは、委員のほうからご質問をお願いします。

【委員】

総合運動場というのは、今後も、戸山公園以外の部分でも何かつくろうなどということは思っているのでしょうか。

【説明者】

今現在では、戸山公園の多目的運動広場のあの場所だけです。そのほかにつくろうというところは、今現在計画としてはありません。

【委員】

多目的運動広場ですが、かなり前からあそこを総合運動場にしようかという話が出ていましたよね。多目的にすると周りに観客席をつくる話も何か昔あったのですよね。でもつくってしまうと多目的にならないのでないかなどといろいろ出てきたので、今のままで整備をしていくという形で捉えていいのですか。

【説明者】

都の計画自体は今、委員がおっしゃったとおり、観客席をつくるという計画です。現時点では、都の計画がまだ変更されていませんが、区としては、そういったような専門の競技場ではなく、現状の多目的運動広場のような状態でそのまま使わせていただきたいとお願いしている

状況です。

【委員】

平成25年度は予算が全然ないのですが、いわゆるハードの整備をするのではなくて、利用者の要望や今日的な区民ニーズに応じた総合運動計画の見直しを進めて、事業を推進していくとなると、これはこれで結構仕事はあるのではないかととれるのですが、予算措置はどうなっているのですか。

【説明者】

実際には計画自体は平成25年2月に計画を策定したのですが、その後については、会議は経常事業のほうで扱っているので、予算はこちらのほうには計上されていません。

都の総合運動場の整備が進むようであれば、今後また多少の予算が出てくる可能性はありますが、現時点でまだ動きがありませんので、これについてはまだ予算措置をしていないという状況です。

【委員】

そうすると、計画事業としては、スポーツ環境の整備としては一定のところまで来ていて、この経常事業のスポーツ環境会議というものに引き継がれていくと理解してよろしいのでしょうか。この計画事業はこれで一段落ということで評価すればよろしいのですか。

【説明者】

確かに計画の策定については、終わっていますので、一段落とは言えると思いますが、スポーツ環境整備方針に基づき、子どもの体力の低下の問題や障害者のスポーツをどうしていくかというようなところについては、こちらのスポーツ環境整備方針にありますので、そういったところについての対応は考えていかなければならないということがあります。

【部会長】

目標設定ですが、今現在の指標は指標と言えるのかという疑問をずっと持っていました。まず、総合運動場の整備の検討という指標は、要するに都に働き掛けて、なるべく区の意向を実現するように頑張る、ということで、これはこれで分かります。

スポーツ環境整備方針の実施という指標ですが、これは指標と言えないのではないかと思います。これは、要するにこうやってできたものをこれから推進しますというようにしか言えないというか、今年度としては少なくとも策定したこの方針を推進する方向に向けて頑張ります、ということでしか言えないということでしょうか。

【委員】

我々としても、この指標をどのように扱えばいいか悩みますね。

策定が終わって実施ということが実施内容になるけれども、予算措置はされてないということもなかなか分かりづらいし。

【説明者】

例えば、庁舎内の階段に昇り降りしたときの消費カロリーを表示するといった簡易なものはやろうと考えていますが、そちらについてはそれほどお金をかけて行うものではありません。

で、特に予算措置をしていないということはあります。

【委員】

終わったと言ってしまったらまずいんですね。

【説明者】

策定は終わりました。今度は、それに基づいていろいろな仕掛けをしていかなければならないということです。

【委員】

そうすると、平成26年度の実施内容に、もう少しそういうことをお書きになる必要があるのではないのでしょうか。

【委員】

私も全く同じように感じました。具体的には、混乱した理由の一つとして、サービスの負担と担い手のところで、環境整備方針の策定に当たっては民間事業者に委託している適切とありますが、よく考えると、結局これはもう平成24年度のことですよね。

済んでしまっていることがまだ載っていて、よくよく見てみると、平成25年度に何を行ったかということが何かよく分かりません。

【説明者】

平成25年度については、スポーツ環境整備方針については、経常事業になっていますが、スポーツ環境会議を実施したということにのみになっています。それ以外のものについては、平成25年度は特にやっていません。

総合運動場の整備については、都と定期的に話し合いを行っているということが、平成25年度の実施内容です。

【委員】

環境会議で何か決まれば、この事業の枠内で実施するということになっているから、事業としては残っているということでしょうか。

【説明者】

スポーツ環境会議でいろいろと議論をしているところではありますが、その議論の中で一定程度の方向性が出た時点で、実際に実施に移行していきたいと考えています。

【委員】

環境会議だけがどうして経常事業と位置づけられるものなのでしょう。

【部会長】

スポーツ環境会議はスポーツ振興法に基づいて設置されているのでしょうか。もしそうであれば、経常事業になりそうな気もしますが。

【説明者】

会議については、あくまでも会議を行うということになりますので、こちらの計画事業には入れないという分類をしています。

【部会長】

スポーツ環境会議は、実行計画より前からあったのでしょうか。

【説明者】

ありません。

【部会長】

分かりました。

そろそろ、次の事業に移りましょうか。では、計画事業3「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」について、引き続きご説明をお願いします。

【説明者】

計画事業3「町会・自治会及び地区協議会活動への支援」です。

まず、施策体系についてです。第二次実行計画の141ページをお開きください。「区民が自治の主役として考え、行動していけるまち」という基本目標の中に、「コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち」という個別目標があります。その中に、「地域自治のしくみと支援策の拡充」という基本施策があり、その中にこの計画事業が位置付けられています。

この町会・自治会及び地区協議会活動への支援の事業については、区民や地域団体、NPOや事業者などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組んで、開かれた地域コミュニティの実現を追求して、地域コミュニティが多くの公共的役割を果たす「地域自治のまち」を目指すことを目的としています。

この事業については、町会・自治会活性化への支援と地区協議会活動への支援の二つに分かれています。

まず、町会・自治会活性化への支援についてです。この事業は、区が新宿区町会連合会と連携し、地域の様々な課題に取り組み、地域コミュニティの中心として活動している町会・自治会への加入率の向上を図っていくものです。

具体的な取組としては、平成24年度と平成25年度に老朽化が進んだ町会掲示板の建替えを補助したというものです。平成24年度には401本、平成25年度には417本の掲示板の更新や改修を行いました。また、このほかに顔の見える町会長のパンフレットを更新し、区の転入者の窓口などで配布を行っています。さらに、町会活動を知らせるブログ作成の講座の開催や、認可地縁団体設立に係る委託相談の事業を行いました。こうした取組により、地域情報発信機能を高め、地域コミュニティの活性化を図っています。

次に、地区協議会活動への支援についてです。地区協議会は地域課題の解決の場として区内10地区、特別出張所ごとに設置されています。町会・自治会などの地域団体の情報の共有化やネットワークの構築、地域における日常的課題の解決策の検討などにも取り組んでいるものです。区ではこの課題解決に向けた活動を補助するとともに、広報紙の発行やパネル展の開催によりPR活動を推進しています。また、年に2回程度ですが、各地区の代表が集まる地区協議会連絡会を開催し、各地区の地区協議会の取組や今後のあり方について意見交換を行っています。

次に、事業評価についてです。

最初に、サービスの負担と担い手についてです。区が、町会・自治会の加入促進に向けた印刷経費や地区協議会活動の経費を負担し、実際の地域での活動は区民によって行われており、行政と住民の協働の観点から適切であると評価しています。

次に、適切な目標設定についてです。町会加入者を増やすことは、地域における自治基盤が広がるという効果があります。また、地区協議会のあり方を検討することは、総合計画の基本目標である「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」づくりにつながるものであり、目標としては適切と評価しています。

次に、効果的・効率的な視点についてです。区の広報紙を活用して町会・自治会の活動を紹介するとともに、特別出張所や住宅課などで転入者に対して町会・自治会長を紹介したパンフレットなどを配布しています。また、建築主に対して町会・自治会長をお知らせし、直接加入を勧めています。未加入者に対する案内として効果的・効率的と評価しています。また、地区協議会への活動助成であるまちづくり補助金の執行に当たっては、地域住民のボランティアによって担われているので、住民自治の推進に向けて効果的と評価しました。

次に、目的の達成度についてです。平成24年度と比較して、町会・自治会の加入率は1.2%、会員世帯数は4,008世帯増加しました。また、地区協議会のあり方検討に向けて、地区協議会の活動総括を行い、各地区が事業を実施する上での創意工夫点や、町会などの他の地域団体との連携などについて課題整理ができたため、適切と評価しています。

以上の4項目を踏まえて、総合評価については計画どおり達成できたと評価しています。

今後の課題と取組方針についてです。新築マンションや戸建て住宅の建築主に対し、加入促進の支援は十分に進めていると考えていますが、賃貸住宅の居住者に対する取組を更に強化する必要があるということがあります。また、自治基本条例で規定している地域自治組織については、地区協議会が地域で果たす役割等を踏まえ、課題を整理していく必要があります。

こうした点を踏まえ、現在行っている新宿区町会連合会や宅建協会との連携をより密にして、賃貸住宅の居住者への加入促進を勧めていきたいと考えています。

また、地区協議会連絡会での意見交換や特別出張所の情報共有を図り、地区協議会のあり方や効果的・効率的な補助金の執行体制についても検討を進めていきたいと考えています。

事前に質問をいただいているので、そちらについてお答えしていきたいと思います。

1番目として、町会・自治会の活性化により自治意識の芽生えや災害時の迅速な避難体制の整備が進められると思うので、これからも加入促進等の支援活動を推進してほしいと思っているが、今後はこういった支援をどのように展開していくつもりか教えてほしい、というものです。確かに、町会・自治会については任意団体ですので、区が強制力をもって町会・自治会への加入を勧めるわけにはいかない部分があります。あくまでも加入促進の主体は町会・自治会ということです。区としては加入促進の後方支援役として、町会・自治会の存在や活動内容の周知を通し、身近な存在であると意識づける事業に心掛けていくというものです。具体的には、広報しんじゅくを使った季節の行事や、防災訓練、加入申込書を折り込んだ顔の見える町会長・自治会長のパンフレットの配布、町会・自治会の活動状況をインターネットでお知らせす

るための町会・自治会向けのブログ作成講座を引き続き実施していきたいと考えています。

さらに、今年度ですが、宅建協会、不動産協会、新宿区町会連合会及び区で、賃貸住宅居住者への町会・自治会加入に向けた協定締結を予定しており、それによって更なる加入率向上を図っていききたいと考えています。

2番目に、町会・自治会への加入率を平成27年度末までに60%まで加入率を上げるという目標についての認識を、加入者数や加入率の実態を踏まえてご説明ください、というものです。こちらについては、建築計画相談の段階から、町会長へ相談するよう、窓口でご案内をしています。さらに、建築確認後については、建築主のデータをいただき、建築場所の町会長と連絡先をご案内して、町会に加入するよう案内をしているというものがあります。その検討結果を送付するように、アンケートはがきも同封しているという状況です。少しずつではありますが、成果は上がってきています。

3番目として、賃貸住宅居住者の加入率を高める施策を工夫されているようだが、実効のほどはどうか、というものです。こちらについては、昨年協力いただいた不動産会社は1社にとどまりましたが、今年度は町会連合会と宅建協会新宿支部で協定を結び、入居手続の際に町会加入を促進するチラシ等を手渡す方向で、今現在話し合いが進んでいますので、これも区としても支援をしていきたいと考えています。

4番目としまして、防火・防災や高齢者対策、子どもたちの通学の安全面で地域の役割は大きくなっているように思うが、お考えがあればお聞かせください、というものです。ご指摘のあった地域での役割は、町会活動そのものであるため、あえて評価シートには記載をしていません。しかしご指摘のとおり、地域における町会の役割はだんだん大きくなっていますので、多くの区民の皆さんにも参加していただきたいことから、区の広報を活用しながら様々な活動を紹介して、参加を呼び掛けていきたいと考えています。

5番目として、町会と地区協議会との役割分担等、自治基本条例で規定されている地域自治組織に係る課題整理の方向についてご説明ください、というものです。

地区協議会連絡会において、町会と地区協議会の役割について意見交換してきています。その中で、町会は地区協議会のイベントや活動を周知するための印刷物の配布や動員など、地区協議会などの地域活動を行うときの基盤であるとの認識ができてきました。地区協議会は1町会では取り組めないような課題、例えば落書き消し、カーブミラーの清掃、道路の無電柱化、内藤とうがらしや早稲田みょうがなどの育成に取り組んでおり、これらについては成果を上げていると判断しています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、どうぞ自由に質問をお願いします。

【委員】

地区協議会の活動総括を行って、課題整理ができたということですが、おもだってどういう課題があると整理されたのでしょうか。

【説明者】

地区協議会と町会の役割というものを中心に課題整理を行ってきました。各地区の意見交換によって、一町会ではできないような内容が地区協議会ではできるということ、逆に地区協議会が活動する上での基盤はやはり町会だということで、それぞれの役割といったものを整理してきました。

【委員】

町会ブログの作成ということがありますが、大体の町会でこういったことは既に実施されているのでしょうか。

【説明者】

この3年間で、ブログをつくっていただく町会は毎年増えています。

【委員】

どのぐらいの数になっているのですか。

【説明者】

毎年10町会ぐらいに参加していただいているのですが、継続というところは少ないですが、活用されています。

【委員】

士業の団体とのお話がありましたが、そういう方々との協力体制というのは、かなり進んで、一般化してきているのでしょうか。

【説明者】

弁護士や司法書士というところまでは行っていないですが、行政書士との関係というのは、町会と連携がとられています。まだ完成していないのですが、顔のわかる行政書士、という形で、顔のわかる町会長を行政書士版にアレンジしてつくりたいということで進んでいるようです。

今、一番密接な関係なのは、宅建協会です。今までは、宅建協会の会長のところだけで、新しく不動産の契約をされる方に町会長の名前をお知らせするというをやっていたのですが、今年度からは全ての不動産会社にやっていただくようにするというで話が進んでいるところです。

【委員】

そのときに、プロの世界ですからきっと大丈夫だろうとは思いますが、個人情報保護というようなことは大丈夫でしょうか。

【説明者】

新宿区情報公開・個人情報保護審査会にきちんとかけた上で、私どものほうで活用させていただいているという状況です。

【委員】

そうすると、宅建業界がその情報を得たときに、この情報は町会・自治会に加入するときに使うというようなことは何か付言されているのですか。

【説明者】

それはありません。宅建協会が書くということではなくて、町会に加入したいというときに

初めて情報をいただくということになっていますので、誰が情報を流すということではなく、ご本人が申請するという申請主義になっています。

【委員】

新宿区に町会はいくつあるのですか。

【説明者】

今は202町会です。

【委員】

202町会あって、先ほどのブログは10町会しかやられていないということですね。

【説明者】

継続実施はそうです。

あくまでも、私どもとしては、町会・自治会の活動を支援するという立場でしか動けないので、町会・自治会でブログをつくりたいという要望があったので、それを支援していこうということで始めました。

【委員】

よく更新している町会はありますか。

【説明者】

ほとんど毎日のように更新されているところもあります。あとは、マンションや法人関係にきちんと活動を報告したいということで、活動報告をPDFデータなどで公開しているところもあります。

【委員】

町会長や役員の方にはご高齢の方が多いでしょうから、パソコンを扱うのはもしかしたら難しいのかもしれないね。

【委員】

町会の高齢化ということはよく聞きますが、これからは若い方、例えばPTAなどとながりを持っていくというようなことが必要なのかもしれないね。町会は町会、PTAはPTAという線引きをせずに、うまく協力体制とっていければよいと思うのですが。

【部会長】

そろそろお時間ですが、よろしいでしょうか。

全国的に町会の加入率は下がっている中、新宿区は上がっていますから、これは非常に珍しいことです。全国の都市自治体を励ます大きな成果だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。そういう意味では、町会や区には非常にご苦勞をいただいていると思います。

では、これでヒアリングを終了します。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

それでは、本日はこれで閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>